

## 各国の競争法遵守に向けて (日本触媒グループの行動指針)

近年、世界各国で競争法（日本の独占禁止法及びこれに相当する各国法）の規制が強化されています。これまで法整備が十分でなかった国においても積極的な摘発姿勢が見られますし、先進国においても罰金や拘禁刑など、厳しい制裁が執行されています。

世界規模で展開するビジネスに関する競争法違反の調査・摘発においては、近年の自動車部品カルテルの摘発事例に見られるように、一つの国で調査が開始されると他の国でも調査が行われたり、また、調査対象となった製品の周辺の事業分野に派生して調査が広がったりする傾向にあります。したがって、日本触媒グループにおいても、国内外問わずグループ全体で競争法遵守に取り組む必要があります。

日本触媒グループは、『皆が誇れる会社』、『胸を張って働いていると言える会社』になることを目指しています。そのためには、事業活動のいろいろな局面での判断基準は、損得ではなく善悪でなければなりません。

日本触媒グループは、公正かつ自由な競争に基づいて取引を行います。かかる決意を表明するため、次の通り、日本触媒グループで働く全ての人が遵守すべき行動指針を策定しました。

**『販売、購買、研究・開発、製造において、  
自由競争を制限する行為（私的独占、カルテル、不公正な取引）をせず、  
公正で自由な事業活動を行います。』**

また、日本触媒グループは、競争法違反行為を許さず、万が一違反行為が発生した場合には、所属組織の就業規則等に則り厳正に対処します。

各従業員においては、日本触媒グループの行動指針のもと、所属組織の規程を遵守することにより、法令違反防止に努めるようにしてください。

株式会社日本触媒  
代表取締役社長  
池田 全徳